

令和8年度採用

福岡市博物館集客・広報普及専門員（教育普及）募集案内 (福岡市会計年度任用職員)

1 応募受付期間 令和8年2月16日(月)～令和8年3月3日(火) 【必着】

2 募集内容

職名	福岡市博物館集客・広報普及専門員（教育普及）
採用予定人数	2名
職務の概要	<ul style="list-style-type: none">教育普及事業（博物館内での体験学習、学校等への出前学習等）の企画・運営広報業務（ポスター、チラシ等の作成発送等）常設展や企画展の案内その他所属長が指示する業務
勤務地	福岡市経済観光文化局 博物館 運営課 (福岡市早良区百道浜3丁目1-1)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4回を上限とした公募によらない 再採用を行うことがあります。 ※65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募すること となります。
受験資格	<p>1 次の資格要件を全て満たす人</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 大学(短大を除く)又は大学院を卒業・修了していること(2) 教育普及活動やワークショップ・アウトリーチ活動等の経験を有すること(3) 基本的なパソコン業務が不自由なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント等)(4) 業務の都合上、所属長が指示する範囲で、休日の勤務が可能であること(5) 普通自動車運転免許を有すること(6) 次のいずれかの要件を満たすもの ア. 博物館法による学芸員資格の取得者 イ. 小学校又は中学校又は高等学校の教諭普通免許状（一種または専修免許状） の取得者 ※歴史学、考古学、民俗学、美術史等の分野の科目を履修した人が望ましい。 <p>2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人 【地方公務員法第16条(抄)】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの人(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない 人(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴 力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した 人 ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みが ある）人</p>

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表等

1次選考	応募書類をもとに書類選考審査を行います。	令和8年3月9日（月）までに応募者全員に結果を通知します。
2次選考	面接（人物評価）を行います。	令和8年3月15日（日）に福岡市博物館で行う予定です。 詳細は、1次選考合格者に通知します。
合格発表	令和8年3月中旬予定 福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、2次選考受験者に結果を文書で通知します。	

4 合格から採用まで

- 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人を令和8年4月1日付で採用します。
- 欠員が生じた場合等は、年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1ヶ月を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件

勤務日	指定する4週間ごとに、20日勤務（原則週5日） ※原則として、月曜日～金曜日を勤務日とします。
休日	指定する4週間ごとに8日、年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）等
勤務時間	週の勤務時間 27時間30分 ※午前8時から午後6時までの間で、休憩時間（1時間）を除き、1日5時間30分を基本として、勤務時間の割振りを行います。（原則として、午前9時から午後3時30分（うち休憩1時間）の勤務とします）
給与	月額 203,435円 から 221,390円（地域手当相当報酬を含む）※令和7年度 ※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合及び本受験に必要な各資格免許を必須とする業務に従事した期間がある場合は、その職歴に応じて給与月額を決定します。
期末・勤勉手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給されます。
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月 55,000円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当（相当報酬）などが支給されます。
休暇等	任用期間に応じて、年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険、厚生年金、介護保険、労災保険、雇用保険の適用があります。

公務災害	労働者災害補償保険制度、または、福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償する。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 報酬等支給日：毎月20日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については、翌月20日) 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募方法等

提出書類	<p>1 採用試験申込書 2 職務経歴書 3 応募の動機等 4 小論文</p> <p>ワープロ等 (Word 等) により、A4版 (用紙の向き：縦、文字：横書き) で作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一行目に氏名、二行目にテーマ、三行目より本文を記述してください。 本文字数は、1,000字以上2,000字以内 (句読点含む)。 テーマ【博物館による教育普及活動の意義】
受付期間	令和8年2月16日(月)～3月3日(火) 【必着】
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> 郵送のみ。持参不可 封筒の表に「福岡市博物館集客・広報普及専門員(教育普及)採用試験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に、差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。
提出先	<p>〒814-0001 福岡市早良区百道浜3丁目1-1 福岡市博物館 運営課 宛</p>
提出書類の記入等について	<p>採用試験申込書</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要事項をすべて記入してください。写真も必要です。 この申込書の欄外に掲載している【注意事項】をよくお読みください。 <p>職務経歴書</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務先ごとに、勤務期間、勤務先名(派遣社員の場合は、派遣元及び派遣先)、部署名、会社所在地、会社事業内容、携わった業務内容、業務実績、その他特記事項を記入してください。 同じ勤務先で異動があった場合は、勤務期間、部署名、携わった業務内容、業務実績、その他特記事項を記入してください。 記載順番は、採用試験申込書の職歴欄と同じになるように記入してください。 複数枚になる場合は、用紙上部に氏名を、用紙下部にページ番号をつけてください。 記入は、手書き、パソコン使用いずれも可。 <p>記入例)</p> <p>平成〇年4月1日～平成〇年3月31日 〇〇株式会社〇〇部〇〇課〇〇係</p>

	<p>(会社所在地：〇〇県〇〇市、会社事業内容：〇〇〇〇) 業務内容：〇〇〇〇〇〇〇〇… →できるだけ詳しく記入してください。 業務実績：〇〇〇〇〇〇〇〇… その他特記事項：〇〇〇〇〇〇〇〇…</p> <p>応募の動機等 ・応募の動機等については、句読点を含んで1,000文字程度で記入してください。 ・複数枚になる場合は、用紙上部に氏名を、用紙下部にページ番号をつけてください。 ・記入は、手書き、パソコン使用いずれも可。</p>
--	---

7 その他

- (1) 提出された書類は返却いたしません。
- (2) 申込書等に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- (3) 試験成績については、本人に限り、合格発表日の翌週月曜日から1か月間、開示の請求を行うことができます。
- (4) 施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。
- (5) 電話でのお問い合わせは、平日9時から17時までにお願いします。

【問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局 博物館 運営課

担当：中島、木之下

〒814-0001 福岡市早良区百道浜3-1-1

TEL：092(845)5011

FAX：092(845)5019

E-Mail：museum-unei.EPB@city.fukuoka.lg.jp